

さえき社労士事務所だより

ご連絡先：熊本市新屋敷 3 丁目 12-16 法務ビル 3 階
電話/FAX 096 - 363-2017

e-mail: saeki.sr@san.bbiq.jp * 労務相談メール受付中

新しい助成金 「実習型雇用支援事業」がスタート

◆人材確保を考えている企業を支援

緊急人材育成・就職支援基金により、十分な技能・知識を有しない求職者を実習型の雇用により受け入れる企業に対して支援金を出す事業がスタートしました。

※実習型の雇用とは・・・

ハローワークより紹介を受けた求職者と 6 ヶ月間の有期雇用契約を結び、実習計画書にそって現場実習や座学(テキスト等を使った学習)を行い、必要な技能や知識を身に付けてもらい、その後の正規雇用へとつなげていくものです。

◆対象となる事業所は

次のいずれにも該当する事業主様です。

- ① ハローワークに実習型雇用として求人登録をしている
- ② 実習が終了した後、正社員として雇用することを前提としている。

◆助成額

実習型雇用により求職者を受け入れた事業主様に対しては、以下の助成金が支給されます。

- (1) 実習型雇用期間 (6 ヶ月) …… **1 人あたり月額 10 万円**
- (2) 実習型雇用終了後の正規雇入れ…… **1 人あたり 100 万円**
(ただし、正規雇用 6 ヶ月後に 50 万円、その後 6 ヶ月後に 50 万円と 2 回に分けて支給)
- (3) 正規雇入れ後の教育訓練…… 1 人あたり上限 50 万円

◆求職者・企業双方にメリット

技能や経験が不足していることでうまく採用に結び付かないケースは数多くあると思われます。この助成制度は、6 ヶ月間で実施する指導内容やカリキュラムを計画書として作成し届け出を行った上で教育することになっています。時間と手間を要することは否めませんが、当初の 6 ヶ月間で必要な技能や知識を身につけることができ、最終的には、企業が望む人材に育っていけば、生産性の向上、組織活性化につながり、また求職者にとっても正社員への道が開かれるなど、双方にとってメリットがある制度ではないかと思えます。

他には、厳しい経営環境の中、雇用を維持するために休業を余儀なくされている事業所を支援する「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」も広く利用されています。

詳しいことをお尋ねされたい事業所様は、当事務所までお気軽にお尋ねください。

TEL/096-363-2017 メールでも可(当事務所からご連絡できるように連絡先を記載されておいて下さい)